

答 申 情 第 1 0 0 号

平成 3 1 年 1 月 2 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 3 0 年 3 月 2 日付け児福第 3 0 7 号及び第 3 0 9 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 医師の旅行命令簿等の公文書一部公開決定事案 (諮問情第 1 5 7 号)
- (2) 職員の旅行命令簿等の公文書一部公開決定事案 (諮問情第 1 5 8 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った各公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査会における審議の方法

同一人から平成30年2月15日に提起された2件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、平成29年1月1日及び同年12月8日に行われた公文書公開請求（以下、前者については「本件請求1」と、後者については「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2をまとめて「本件請求」という。）に対する各公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）について行われたものであるところ、当該各処分に係る対象公文書は、その性質が類似していることから、これらの審査請求を併合して審議した。

3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表のとおりであり、諮問庁は、本件請求1に係る公文書として「医師の旅命令簿（平成28年度、平成29年度）」（以下「本件公文書1」という。）及び「医師が参加した研修会、会議で配布された文書（平成28年度、平成29年度）」（以下「本件公文書2」という。）を特定し、また、本件請求2に係る公文書として「職員の旅命令簿（平成29年度）」（以下「本件公文書3」という。）及び「職員が参加した研修会、会議で配布された文書（平成29年度）」（以下「本件公文書4」といい、本件公文書1から本件公文書4までをまとめて「本件公文書」という。）を特定し、本件処分を行った。

なお、本件請求1のうち「医師の復命書 H28年度 H29年度」及び、本件請求2のうち「児童相談所職員の復命書 H29年度」に対し、諮問庁は公文書公開決定処分をし、当該処分に対して審査請求はなされていない。

4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

5 諮問庁の主張

公文書一部公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書1について

審査請求人が求めている文書は、京都市児童福祉センター診療所の医師に係る平成28年度及び平成29年度の旅行命令簿である。

京都市では、職員が出張する場合は、旅行命令の申請の手続をとる際に、庶務事務システム（電子計算機を利用して職員の勤務実績の報告、旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組み）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって旅行命令簿を作成することとされている（京都市旅費条例施行細則第2条第6項）。

本件公文書1は、本市職員である医師が研修等へ参加するため出張した際の旅行命令簿であり、審査請求人が閲覧できるよう当該システムから紙ベースで打ち出したものであり、旅行命令簿中には、該当職員の自宅住所や最寄りの駅名等といった情報が含まれている。

(2) 本件公文書2について

審査請求人が求めている文書は、京都市児童福祉センター診療所の医師が、平成28年度及び平成29年度に参加した研修会及び会議（以下「研修会等」という。）で配布された文書であり、講義内容の他に参加者名簿が含まれている。当該名簿には研修会等に参加した受講者の氏名や勤務地等が記載されている。

(3) 本件公文書3について

ア 審査請求人は、公開を求める文書について、公文書公開請求書上「旅行命令簿 H29年度」と記載している。これに加えて、後述する5(4)アのとおり、本件請求が、知的障害児に関連する公文書を求めているものと解される。

イ 後述する5(4)イのとおり、京都市においては、知的障害児に関する業務は、発達相談所が所管していることも踏まえれば、審査請求人が求めている文書は、「平成29年度に発達相談所の職員が参加した研修（以下「29年度発達相談課職員参加研修」という。）に出席した職員に係る旅行命令簿」であると認められる。

ウ 当該旅行命令簿においては、旅行経路、距離、運賃等の他、職員の氏名コード、自宅住所、最寄り駅名、バス停名といった記載が認められる。

(4) 本件公文書4について

ア 審査請求人は、公開を求める文書について、公文書公開請求書上「児童相談所職員の復命書 平成29年度」と記載している。この点について、本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員（以下「公文書公開請求の担当職員」と

いう。)が審査請求人から聞き取ったところ、審査請求人は、知的障害児の支援に従事する職員が、厚生労働省、任意団体等が開催する研修会に参加した際の研修資料や復命書の開示を求めているとのことであった。このことからすれば、審査請求人は、本件請求における前提として、知的障害児に関連する公文書を求めているものと解される。

イ 京都市においては、業務の区分に応じて、発達相談所と児童相談所とで業務を分担しており、知的障害児に関する業務は、発達相談所が所管している。

ウ これらのことからすれば、審査請求人が求めている文書は、「29年度発達相談課職員参加研修において配付された文書」及び「29年度発達相談課職員参加研修に係る復命書」であると認められる。

エ 「29年度発達相談課職員参加研修において配付された文書」は、具体的には、「知的障害者更生相談所 知的障害者福祉司等実務研修会資料」という文書であり、その中には講義内容等のほか、研修講師の顔写真の掲載が認められる。

オ なお、上記5(4)ウのうち「29年度発達相談課職員参加研修に係る復命書」については、公文書公開決定を行っており、当該決定に対しては、審査請求は行われていない。

(5) 条例第7条第1号及び第2号該当性について

ア 本件公文書1について

(ア) 旅行命令簿には、出張等の経路を把握するために、当該職員の自宅住所、最寄りの駅名及びバス停名が記載されている。これらの情報は、出張する医師個人の生活情報そのものであって、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。したがって、これらの情報は条例第7条第1号に該当し、当該箇所を除く部分を公開した当庁の判断に何ら問題はない。

(イ) 日程欄「平成28年5月7日～平成28年5月8日」の旅行命令簿中、1枚目の2行目で1箇所黒塗りをしているのは出張した職員の氏名コードである。

本市職員の氏名コードは、人事給与等の管理コードとなっており、健康保険の組合員証番号にもなっているなど、職員の個人情報に係る基幹コードであるため非公開としている。

(ウ) 氏名コード欄の左斜め下にある、出発地及び帰着地の欄が「自宅」になっている場合は、職員の住所が掲載されるとともに、その左斜め下の利用交通機関欄には自

宅の最寄り駅やバス停等の名称が掲載され、これにより職員の生活情報が識別されるなど、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため非公開としている。旅行命令簿の2枚目以降も同様の趣旨で該当事項を非公開としている。

イ 本件公文書2について

(ア) 研修会等の資料中、参加者名簿には受講者の氏名、勤務地等が記載されているが、本件の研修会等には民間法人の職員も参加しており、参加者名簿に記載されている受講者の氏名や勤務情報については、公開されることにより、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。また、受講者の勤務先である法人名やその所属については、法人の人事管理上などの雇用状況等の情報であり、これらが明らかになれば、事業活動の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、これらの情報は条例第7条第1号及び第2号に該当し、当該箇所を除く部分を公開した当庁の判断に何ら問題はない。

(イ) 条例第7条第2号該当性について、参加者が所属する法人側としても、氏名やメールアドレスが公開されることでその雇用状況等の情報が明らかになるとともに、迷惑メールが多発することで業務に支障が生じるなど、事業活動の地位その他正当な利益を害すると認められるため非公開としている。

(ウ) 公文書公開上の取扱いとして、公務員等の氏名については、それが参加者であっても公開対象となるため黒塗りはしておらず、独立行政法人、地方独立行政法人も公務員等に含まれるため公開している。このため結果として、氏名を黒塗りしているものは、その機関の運営主体が民間法人である場合であり、その多くは運営主体が社会福祉法人となっているケースである。

(エ) 研修関係者である講師の情報ではあるが、研修内容とは直接関係のない講師の生年月日が記載されており、これは個人のプライベートな事項であるため非公開としている。

ウ 本件公文書3について

審査請求人が求めている文書は、上記5(3)イのとおり、「29年度発達相談課職員参加研修に出席した職員に係る施行命令簿」である。

旅行命令簿には、出張等の経路を把握するために、上記5(3)ウのとおり、職員の氏名コード、自宅住所、最寄り駅名、バス停名が記載されている。これらの情報は、出張する職員個人の生活情報そのものであって、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。したがって、これらの情報は条例第7条第1号に該当し、当該箇所を除く部分を公開した当庁の判断に何ら問題はない

エ 本件公文書4について

本件審査請求において、審査請求人が求めている文書は、上記5(4)のとおり、「29年度発達相談課職員参加研修において配付された文書」である。

当該文書には、上記5(4)エのとおり、研修講師である民間団体の代表者の顔写真が載っており、当該顔写真は、個人が識別され、又は識別され得るものである。研修講師自身が公開することを望まない旨を研修主催元を通じて確認しており、通常他人に知られたくないと認められることから、これを公にすれば、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。したがって、条例第7条第1号に該当し、当該箇所を除く部分を公開した当庁の判断に何ら問題はない。

(6) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号及び第2号に該当しない。

7 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 京都市児童福祉センターについて

ア 京都市児童福祉センターは、児童、知的障害者及び発達障害者の福祉の増進を図るため、児童に関する総合的な相談、指導、訓練等、知的障害者に関する相談、指導等及び発達障害者に関する相談、支援等を行う施設として設置されたものである（京都市児童福祉センター条例第1条第1項）。

イ 京都市児童福祉センターの組織は、「児童相談所」、「発達相談所」などで構成されており、児童相談所は、18歳未満の子どもの相談のうち、主として養護（虐待）相談・非行相談・育成相談等の業務を所管し、発達相談所は、子どもの相談のうち、発達の遅れ、障害に関する相談援助業務を実施するとともに、発達相談所内にある知的障害者更生相談所において、18歳以上の知的障害のある方の相談等の業務を所管している。

(2) 本件請求1に係る文書（本件公文書1及び本件公文書2）について

ア 審査請求人は、本件請求1に係る公文書公開請求書において、「医師の復命書、旅行命令簿 H28年度 H29年度」及び「医師が参加した研修会、会議で配布された文書 H28年度 H29年度」と記載し、請求している。

ところで、京都市においては、医師を配置している部署が複数存在するため、公文書公開請求書の記載だけでは、京都市におけるどの部署の医師に係る文書を審査請求人が求めているのか読み取ることができない。

イ この点について、公文書公開請求の担当職員が請求時に審査請求人から確認したところでは、審査請求人は、本件審査請求とは別に行っている公文書公開請求に係る審査請求についての弁明書を挙げて「具体的にICD-10についての説明がされていない。もっと詳しく説明を行うべきと考える。このような弁明をする児童福祉センターにおいては、法定の事務等を行っていないものとも考えられるため、情報公開請求を行う。」旨を述べていたとのことであった。

ウ このことからすると、審査請求人が本件請求1に係る公文書公開請求書において記載している「医師」とは、「京都市児童福祉センター診療所の医師」を指しているものと解される。

エ これに加え、審査請求人がいう「医師」について、「京都市児童福祉センター診療所の医師」であると諮問庁が読み取っている旨を弁明書で述べていることに対して、審査請求人から特に異論が出ていないことも踏まえれば、上記7(2)ウの見解に誤りはないものと判断する。

オ これらのことから、本件公文書1は、平成28年度及び平成29年度において、京都市児童福祉センター診療所の医師が出張する際に作成した旅行命令簿であり、本件公文書2は、平成28年度及び平成29年度において、京都市児童福祉センター診療所の医師が参加した研修会等で配付された文書であると認められる。

カ なお、本件請求1のうち「医師の復命書 H28年度 H29年度」に対しては、本件処分とは別に公文書公開決定処分がなされており、当該処分に係る審査請求は提起されていないため、本件審査請求においては審議する必要はない。

(3) 本件請求2に係る文書（本件公文書3及び本件公文書4）について

ア 審査請求人は、本件請求2に係る公文書公開請求書において、「旅行命令簿 H29年度」及び「児童相談所職員の復命書 H29年度」と記載し、請求している。

当該請求に対して、諮問庁は「29年度発達相談課職員参加研修に出席した職員に係る旅行命令簿」及び「29年度発達相談課職員参加研修において配付された文書」

を特定し、一部公開決定を行っている。

イ 諮問庁は、上記の文書の特定に関して、以下のとおり主張している。

公文書公開請求の担当職員が審査請求人から聞き取ったところ、審査請求人は、知的障害児の支援に従事する職員が、厚生労働省、任意団体等が開催する研修会に参加した際の研修資料や復命書の開示を求めているとのことであった。このことからすれば、審査請求人は、本件請求における前提として、知的障害児に関連する公文書を求めているものと解される。

京都市においては、業務の区分に応じて、発達相談所と児童相談所とで業務を分担しており、知的障害児に関する業務は、発達相談所が所管している。

ウ 京都市における児童相談所と発達相談所との業務分担について諮問庁に確認したところ、京都市のように知的障害児に関する業務を児童相談所とは別の組織である発達相談所を設置して対応している自治体はごくわずかであり、一般的には児童相談所において一括して所管していることが通常であるとのことであった。

このことからすれば、審査請求人が、一般的な組織の体系を踏まえて児童相談所と発達相談所とを区別することなく、公開請求書に「児童相談所」と記載した可能性は高いと考えられ、「児童相談所職員」と述べているのは、「発達相談所職員」とみなすのが、審査請求人の意図に適うものであると認められる。

エ 当審査会が、事務局をして、改めて公文書公開請求の担当職員に対して、本件請求時に審査請求人が示していた意向について確認したところ、諮問庁の上記7(3)イの主張の趣旨と相違ないものであり、また、「厚生労働省の研修会に参加した場合などは旅行命令簿も存在するから、その開示を求める。」といった旨の発言もあったとのことである。

オ 諮問庁は、公文書公開請求の担当職員が審査請求人から聞き取った内容を踏まえ、審査請求人の意図を汲んだうえで、上記7(3)アのとおり文書を特定したものであると認められる。この点について、本件審査請求に係る経過の中で審査請求人から特に異論が述べられていないことから、諮問庁の文書特定に関して不合理なものであるとは認められない。

カ これらのことから、本件公文書3は、平成29年度において発達相談所の職員が研修に参加するために出張した際に作成した旅行命令簿であり、本件公文書4は、平成29年度において発達相談所の職員が参加した研修会で配付された文書であると認められる。

キ なお、本件請求2のうち、「児童相談所職員に係る復命書 H29年度」に対しては、本件処分とは別に公文書公開決定処分がなされており、当該処分に係る審査請求は提起されていないため、本件審査請求においては審議する必要はない。

(4) 条例第7条第1号該当性

ア 条例第7条第1号について

(ア) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(イ) なお、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、通常他人に知られたくないと認められるものとは言えず、条例第7条第1号に該当せず、公開の対象とすべきである。

イ 本件公文書1及び本件公文書3について

(ア) 本件公文書1及び本件公文書3は、職員（京都市児童福祉センター診療所の医師を含む。以下同じ。）が出張する際に作成する旅行命令簿であり、旅行の年度、日程、旅行者の所属名及び氏名、出発地、用務先、帰着地、交通手段、運賃等が記載されている。

(イ) 当審査会が非公開部分を確認したところ、職員の氏名コード、自宅住所並びに自宅の最寄りの駅名、バス停名及び最寄りの駅から京都駅までの距離であった。

(ウ) 氏名コードについては、職員ごとに付与される識別番号であり、人事、給与、福利厚生等の内部管理事務において使用され、共済組合の組合員証番号、職員証の個人識別番号としても使われていることから、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

(エ) 自宅住所については、当然のこととして、自宅の最寄りの駅名、バス停名及び自宅の最寄りの駅から京都駅までの距離についても、出張した職員の氏名が公開されていることと合わせて、特定の個人の住所が特定されるおそれがあることは容易に想定される。したがって、これらの情報は、通常他人に知られたくないプライバシー情報に該当するものであると認められる。

(オ) なお、上記の職員の氏名コード、自宅住所並びに自宅の最寄りの駅名、バス停名

及び最寄りの駅から京都駅までの距離情報については、公務員の職務の遂行において作成した公文書に記載されている情報であるが、これらの情報はいずれも、個人の私生活上の情報の側面を有していることが認められ、公務員の職務の遂行の内容に係る情報であるとは言えない。

(カ) 以上のことから、諮問庁が、職員の氏名コード、自宅住所並びに自宅の最寄りの駅名、バス停名及び最寄りの駅から京都駅までの距離について、条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことは妥当であると判断する。

ウ 本件公文書2について

(ア) 当審査会が、本件公文書2における非公開部分（条例第7条第1号に該当する部分に限る。）を確認したところ、参加者名簿等に記載されている一部の研修参加者の氏名及び研修講師の生年月日が記載されていることが認められた。

(イ) 当該研修の対象者について諮問庁に確認したところ、行政職員だけに限るものではなく、行政職員以外の者も参加することができるとのことであった。当審査会が確認したところ、諮問庁は、参加者名簿のうち、公務員（独立行政法人及び地方独立行政法人の職員を含む。以下同じ。）の氏名を公開したうえ、非公務員である法人職員の氏名を非公開としていることが認められた。

地方自治体などといった行政以外の法人の一職員にとどまる者の氏名や勤務先に関する情報に関しては、いずれも当該法人の担当者個人に関する情報であるところ、通常、研修受講に当たって、自己の氏名を広く対外的に表示されることを想定しているとは考え難く、一般に公開されるべき情報であるとまでは認められないことから、参加者名簿等に記載されている一部の研修参加者の氏名については、条例第7条第1号に該当すると判断する。

(ウ) また、研修講師の生年月日については、研修資料として配付されているものの、研修の内容と直接関連するものではないことは明らかであり、あくまで研修参加者に対して研修講師の略歴の一環として伝えているにとどまるものであると考えられ、広く対外的に研修講師の生年月日を知らしめる意図があるものとまでは認められない。よって、研修講師の生年月日については、条例第7条第1号に該当すると判断する。

エ 本件公文書4について

(ア) 当審査会が、本件公文書4における非公開部分を確認したところ、研修で配付された資料のうち、研修講師を務めた人物の顔写真部分であった。

(イ) 一般的に、研修講師は、受講者と相対して講義を行うことをその職務としているため、外形を含めて、自分自身を広く対外的に表示していく側面があることが認められる。しかし、研修におけるテーマというものは、実に様々であることが容易に想定されるところであり、テーマによっては、研修講師自身の体験や、境遇など、個人の機微に関するような情報をもって、講義を行う場合も多々あると言える。

このような研修講師の中には、例えば、自身と同様の境遇にある者の一助となることを主たる目的とした、いわば公益的な目的をもって活動している者もいると考えられるところであり、このような目的から研修講師の役割を行っているような場合には、あくまで研修という目的に沿って特定の範囲内で利用することが予定されているなど、不特定多数に公開することは必ずしも予定されているとは限らないと考えられる。

このようなことからすれば、研修講師であることをもって一律に顔写真などといったその者の外形を示す文書を公開するべきとは言えず、個別の事情を斟酌したうえで、公開又は非公開の適否を判断していくべきである。

(ウ) 当審査会が、本件公文書4の非公開部分に関する研修の資料を確認したところ、研修講師自身の境遇や経験等に基づいて、育児等に関する様々な内容について言及されているものであることが見て取れた。

また、諮問庁が、研修主催元を通じて、研修講師自身に確認したところでは、本件公文書4のうち、顔写真については公開を望まない旨の回答を得ているとのことであった。

(エ) 以上のとおり、本件公文書4である研修資料の性格や、研修講師自身の意向を踏まえれば、研修で配付された資料のうち、研修講師を務めた人物の顔写真部分について、条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことは妥当であると判断する。

(5) 条例第7条第2号該当性

ア 条例第7条第2号について

(ア) 条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位を明らかに害すると認められる情報が記録された公文書について、非公開とすることを定めたものである。「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

(イ) 本号に該当するかどうかの判断を要するものは、製造、加工等の過程に係る技術上のノウハウ、営業活動上の秘密、信用力や専ら法人等の内部に関するもののほか、法人等の名誉、社会的評価などが損なわれると認められるものとされている。

イ 本件公文書2について

(ア) 当審査会が、本件公文書2における非公開部分（条例第7条第2号に該当する部分に限る。）を確認したところ、事例検討で用いられたフェイスシートに記載されている研修参加者に係るメールアドレスが記載されていることが認められた。

(イ) 当審査会が確認したところ、研修参加者の勤務する法人において使用されているメールアドレスであるものと見受けられ、これらは一般的に、各研修参加者の職務遂行のために付与されているものであって、一般に公にされているとは考えにくく、日常の業務において外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されるものであると考えることが妥当である。みだりにメールアドレスを公開した場合、当該個人に対して直接個人攻撃をするような電子メールが送られるおそれも否定できず、また、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれもあるため、当該研修参加者の職務の遂行に支障を及ぼし、ひいては、当該研修参加者の勤務する法人の事務事業に競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を害する事態が生じ得ることは否定できない。したがって、研修参加者に係るメールアドレスは、条例第7条第2号に該当すると判断する。

(ウ) なお、諮問庁は、参加者名簿等に記載されている一部の研修参加者の氏名について、条例第7条第1号該当性に加えて、同条第2号該当性についても主張しているが、この点については、7(4)ウのとおり、条例第7条第1号に該当することが明らかであることから検討することを要しない。

(6) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成30年 3月 2日 諮問

4月 5日 諮問庁からの弁明書の提出

12月13日 諮問庁の職員の理由説明（平成30年度第8回会議）

平成31年 1月22日 審議（平成30年度第9回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、諮問情第157号についてのみ実施し、諮問情第158号については、審査会が必要なしと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）

別表

諮問番号		
情第 157 号	請 求 日	平成 2 9 年 1 1 月 1 日
	請 求 内 容	・ 医師の復命書 (※), 旅行命令簿 H 2 8 年度 H 2 9 年度 ・ 医師が参加した研修会, 会議で配布された文書 H 2 8 年度 H 2 9 年度
	処分通知日	平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日
	処 分 理 由	条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当 (1) 職員の自宅住所及び最寄りの駅等については, 公開することで, 職員の生活情報が識別されるなど, 個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。(条例第 7 条第 1 号に該当) (2) 当該研修会等の関係者以外の個人の氏名等については, 公開することで, その勤務地等の情報が識別されるなど, 個人のプライバシーを侵害するおそれがあり(条例第 7 条第 1 号に該当), また, 法人等においても, その雇用状況等の情報が明らかになり, 事業活動の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。(条例第 7 条第 2 号に該当)
	審査請求日	平成 3 0 年 2 月 1 5 日
情第 158 号	請 求 日	平成 2 9 年 1 2 月 8 日
	請 求 内 容	・ 児童相談所職員の復命書 (※) H 2 9 年度 ・ 旅行命令簿 H 2 9 年度
	処分通知日	平成 3 0 年 1 月 1 6 日
	処 分 理 由	条例第 7 条第 1 号に該当 職員の自宅住所及び最寄りの駅等については, 公開することで, 職員の生活情報が識別されるなど, 個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。 研修会資料の顔写真は, 公開することで, 個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。
	審査請求日	平成 3 0 年 2 月 1 5 日

※ 本件請求 1 の請求内容のうち「平成 2 8 年度及び平成 2 9 年度分の医師の復命書」と、本件請求 2 の請求内容のうち、「復命書」については, いずれも公文書公開決定処分を受けており, 審査請求は行われていない。